

多賀城市国民保護計画多賀城市国民保護計画の変更概要

1 主な変更理由

国の「国民の保護に関する基本指針」の一部変更（平成29年12月）及び「宮城県国民保護計画」（平成30年6月）の一部変更等に伴う変更

2 各計画の変更概要

国民の保護に関する基本指針	宮城県国民保護計画	多賀城市国民保護計画
<p>「避難に当たって配慮すべき事項」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平素からJアラートによる情報の伝達と弾道ミサイル落下時の行動の周知に努めることを明記</li> </ul>	<p>「弾道ミサイル発射時の対応等」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から全国瞬時警報システム（J-ALE R T）により情報伝達される内容及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めることを追加</li> <li>近傍のコンクリート造等の堅ろうな建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設への屋内避難が重要であることを追加</li> </ul>	<p>「弾道ミサイル攻撃時の留意点」として、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>国から全国瞬時警報システム（J-ALE R T）により情報伝達される内容及び弾道ミサイル落下時の行動等について平素から周知に努めることを追加（P14）</li> <li>近傍のコンクリート造等の堅ろうな施設や建築物の地階への屋内避難や消火活動を中心として被害を局限化することが重要であることを追加（P14）</li> </ul>
		<p>「緊急対処事態」の事態例に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>破壊の手段として交通機関等を用いた攻撃等が行われる事態を追加（P19） <ul style="list-style-type: none"> <li>○航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</li> <li>○弾道ミサイル等の飛来</li> </ul> </li> </ul>
<p>「訓練」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地下への避難訓練や様々な情報伝達手段を用いた訓練等、弾道ミサイルを想定した避難訓練の内容を例示として追加</li> </ul>	<p>「訓練に当たっての留意事項」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いる等実践的なものとするよう努めることを追加</li> </ul>	<p>「訓練」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市は、県と連携し、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いる等実践的なものとするよう努めることを追加（P34）</li> </ul>

国民の保護に関する基本指針	宮城県国民保護計画	多賀城市国民保護計画
<p>「避難施設の指定」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都市部に限らず<u>地下施設等を避難施設に指定するよう配慮すること及び避難施設の収容人数を把握し、地域的な偏りなく、より多くの避難施設を指定するよう配慮</u>することを明記</li> </ul>	<p>「避難施設の指定に係る事項」を追加</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>地下街、地下駅舎等の地下施設を指定するよう配慮</u>するという表現に修正</li> <li>・<u>事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握</u>することを追加</li> </ul>	<p>「避難施設の指定への協力」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難に活用する観点から、<u>コンクリート造等の堅ろうな建築物の地下施設の把握に努める</u>ことを追加 (P37)</li> <li>・<u>一定の地域に避難施設が偏ることがないように、できるだけ多くの施設の確保に努め、県と連携して市民に周知</u>することを追加 (P37)</li> </ul>
		<p>「避難市民の誘導 (8) 避難所等における安全確保等」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施することを追加 (P58)</li> </ul>
		<p>「保健衛生の確保 (2) 防疫対策」に、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市は、新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を実施する。</li> </ul> <p>感染者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、市が作成した「災害時避難所運営マニュアル (新型コロナウイルス感染症対応: 令和2年7月)」に基づき、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者が発生した場合の対応を含め、防災担当部と</p>

国民の保護に関する基本指針	宮城県国民保護計画	多賀城市国民保護計画
		<p>保健福祉担当部が連携し、円滑な避難所運営マニュアル（新型コロナウイルス感染症対応：令和2年7月）」に基づき、平常時から指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部と保健福祉担当部が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努める。</p> <p>また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル等の活用を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努めることを追加(P79)</p>
	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令・計画等の改正等の反映</li> <li>・統計数値等の更新</li> <li>・用語の整理</li> </ul>	<p>「その他」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係法令・計画等の改正等の反映</li> <li>・多賀城市地域防災計画との整合</li> <li>・市の組織改編に伴う修正</li> <li>・時点修正による統計数値等の更新</li> <li>・字句の整理</li> </ul>